科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元 年 6 月 7 日現在

機関番号: 33917

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K03321

研究課題名(和文)「人道に対する犯罪」の再検討 多数国間条約立法が国際刑事法に与える影響

研究課題名(英文)Critical Analysis on the Draft Convention of "Crimes against Humanity" by the International Law Commission

研究代表者

洪 恵子(Ko, Keiko)

南山大学・法学部・教授

研究者番号:00314104

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、国連国際法委員会(ILC)において審議が行われている「人道に対する犯罪」の条約化の試みの理論的・実践的意義と課題を検討することを目的とした。毎年提出されるILC報告書を検討し、その成果をDraft Comment on Crimes against Humanity にまとめて、日本選出のILC委員である村瀬教授を通じて、ILCでの審議において問題提起や提言を行った。並行して、ILCの議論を通じて提起される各論点を理論的に深化・発展させる作業を行い、その成果を論文や学会報告の形で発信した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究の意義として、第1に、これまで国内で注目されていなかった「人道に対する犯罪」の条約化についての 議論を先導し、かつ国外の議論に見られなかった条約に対する批判的な視座を提供したという学術的意義に加 え、第2に、その研究成果を、ILCの審議に反映させることで、理論と実践の架橋を行ったという社会的意義が挙 げられる。

研究成果の概要(英文): This project aimed at critically analysing the International Law Commission's works on the codification of crimes against humanity, thereby assessing the implication of codification within the system of international criminal law. Each year's research outcome has been compiled into a "Draft Comment on Crimes against Humanity", and introduced into the proceedings in the ILC through Professor Murase, the Japanese commissioner of the ILC. Overall, this project has contributed to leading the discussion in the Japanese scholarship as well as to adding critical viewpoint to the western-led discussions on the ILC's codification efforts. This project also presented a model of bridging between theory and practice.

研究分野: 国際法

キーワード: 国際法 人道に対する犯罪 国連国際法委員会 多数国間条約

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

「人道に対する犯罪 (crime against humanity)」とは、主としてナチスドイツによるユダヤ人迫害を念頭に、第二次世界大戦後の国際軍事裁判所の事項的管轄権の対象となった犯罪である。同犯罪はその後、各国の国内法にも受容され、また多くの国際刑事裁判所の対象犯罪とされてきた。さらに、1998 年に常設の国際刑事裁判所 (ICC) が設立された際には、国際社会の最も重大な犯罪 (コア・クライム)として、その事項管轄権の対象に含められている (ローマ規程第5条b)

ところで、同じコア・クライムである集団殺害犯罪や戦争犯罪については、それらを規律する多数国間条約が締結されているところ、人道に対する罪については同様の条約は締結されてこなかった。しかし 2014 年に国連国際法委員会(ILC)が同犯罪を議題として取り上げ、特別報告者に任命された米国のマーフィ委員により 2015 年に第 1 報告書が出されると、条約締結を見据えた議論が活性化することになった。もっともその多くが国外の議論で、しかも条約化のメリットを強調するものが多く、条約化の当否を含めて批判的に検討する研究は、国内外でほとんど見られない状況にあった。

2.研究の目的

上記の状況を踏まえて、本研究は、「人道に対する犯罪」に関する多数国間条約締結の試みの意義と課題を多角的に検討し、それが国際刑事法に与える影響を考察することを目的とした。なお、ILCにおいては作業が進行中であり、かつILCにおいて条約案が採択されたとしても、それが実際に条約として締結されるか否かは、国家の政治判断に左右されることになる。したがって、本研究では、条約作成や条約締結の当否のみを検討することを目的とするわけではない。むしろ、一方では、「人道に対する犯罪」の条約化と冷戦後に発達してきた国際刑事管轄権、特に ICC の枠組みとの関係を検討し、他方では、条約化が国家間の司法共助に与えうる影響などを検討することで、垂直性と水平性が交錯する国際刑事法体系全体に、条約化が与えるインパクトを考察しようとするものである。こうした検討を通じて、国外の学会主導で進められてきた議論に新たな視座を付け加えることができ、また日本国内の議論の活性化にもつながると考えた。

3.研究の方法

研究代表者および研究分担者は、これまで国際刑事法の様々な分野について研究を行ってきており、また日本選出の ILC 委員である村瀬信也教授から、折に触れて学ぶ機会を得ていることから、以下のような研究手法をとることとした。

第1に、研究期間と並行して毎年ILCにおいて提出される予定である報告書を詳細に検討する。検討においては、研究代表者・分担者がそれぞれの知見を活かして逐条検討を行うとともに、その成果を村瀬教授・ILC委員と議論・共有し、ILCにおける発言に取り入れてもらい、ILCでの審議に反映してもらう。さらに、研究代表者・分担者がILCの審議を傍聴することで、ILCでの議論状況を本研究グループへ還元し、次の検討へとつなげる。

第2に、ILCにおける議論を通じて提起される論点を、国際刑事法学の理論と実践の中に位置づけるための検討作業を行う。具体的には、「人道に対する犯罪」概念の歴史的展開の整理、

各国の国内法における「人道に対する犯罪」の受容の現状分析、 国際刑事法分野における 国家間協力の態様に照らした条約化の意義と限界の検討、 条約化が ICC 体制に与える影響の 考察といった作業を行う。検討成果を、定期的に開催する研究会を通じて共有し、学会や論文 公表を通じた発信を行う。

4. 研究成果

3年間の研究期間を通じて得られた成果は以下の通りである。

第1に、研究期間を通じて、毎年ILCの報告書を詳細に検討し、その成果を「Draft Comment on Crimes against Humanity」にまとめてきた。同ペーパーはILCの毎年の審議において、村瀬委員によって取り上げられ、同条文草案の起草過程に反映されてきている。とりわけ、第二報告書の検討を通じて、人道に対する犯罪が組織的に実行されるという点を指摘し、組織犯罪処罰を回避するILCの方針の妥当性に疑問を呈したところ、これを受けて、ILCにおいて方針転換がなされ、組織犯罪処罰が正式に取り上げられることになった。さらに、第三報告書の検討を通じて、人道に対する犯罪を行った者には公的資格とは無関係に免除を認めてはならないことを指摘・提言したが、この提言はILCの審議において真摯に受け止められ、第一読条文草案第6条5項として暫定採択されるに至っている。

第2に、ILCの議論を通じて提起される各論点を、国際刑事法の理論と実践に照らしてさらに深化・発展させる作業を行い、それらの成果を逐次論文として公表してきている。主なものとして、 人道に対する犯罪の歴史的な展開については、竹村仁美「人道に対する犯罪の法典化の系譜」『法律時報』90巻10号、 国際刑事裁判権という垂直的な秩序をめぐる問題については、洪恵子「国際刑事裁判所の新たな課題」『法律時報』90巻10号、竹村仁美「国際刑事裁判所規程制度の実効的実現のための訴追戦略と国家の義務」『国際法研究』6巻、竹内真理「国際刑事裁判所規程 理念と現実の交錯」『法学教室』434号が、 国家間の水平的秩序における国際犯罪処罰をめぐる問題については、坂巻静佳「政府職員の外国の刑事裁判権からの免除」

『法律時報』90 巻 10 号が、 条約化が国際法体系全体において果たしうる役割については、Masayuki Hiromi, "The Function of Peace Treaties under Contemporary International Law", Sophia Law Review (上智法学論集), Vol. 62 Nos. 1/2 がある。これら研究成果は、研究会を通じて ILC 報告書の検討にも還元されている。

第3に、ILCが2017年に「人道に対する犯罪」第一読条文草案を暫定採択したのを受け、その総括の意味も込めて、研究最終年度にあたる2018年度の国際法学会において、研究代表者・洪恵子を企画責任者として、パネル「国連国際法委員会『人道に対する犯罪』条文草案が国際刑事法に与える影響」を開いた。研究分担者・坂巻静佳、広見正行が、それぞれ「国際刑事法体系における『人道に対する犯罪』条文草案の歴史的意義」、「『人道に対する犯罪』条文草案における政府職員の刑事管轄権からの免除と恩赦」と題する報告を行ない、研究成果を学会において広く共有することができた。同学会においてはまた、研究分担者・竹村仁美が「Inconvenient Truths about the Identification of Customary International Law in International Criminal Law」と題する報告を行い、研究成果の英語発信を行った。

以上の成果は、研究代表者・分担者がそれぞれの専門分野において理論的考察を深め、対外発信を行うことで、これまで国内で注目されていなかった「人道に対する犯罪」の条約化についての議論を先導し、かつ国外の議論に見られなかった条約に対する批判的な視座を提供したという学術的意義を有する。さらに、国連総会の補助機関として法典化作業に従事する ILC に対して、学術的見地から提言・問題提起を行うことで、社会的な貢献も果たしており、国際法分野において、理論と実践の架橋を行うための先駆的なモデルを提示しえたといえる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

<u>洪恵子</u>、国際刑事裁判所の新たな課題 - 侵略犯罪に関する公判について、法律時報 、2018、 査読無、90 巻 10 号、pp. 23-28

<u>竹村仁美</u>、人道に対する犯罪の法典化の系譜、法律時報、査読無、90 巻 10 号、2018、29-34 <u>坂巻静佳</u> 、政府職員の外国の刑事裁判権からの免除、法律時報、査読無、90 巻 10 号、2018、 pp.47-52

村瀬信也、<u>竹村仁美</u>他、国連国際法委員会第 69 会期の審議概要、国際法外交雑誌、査読無、 116 巻 4 号、2018、pp.87-128

<u>Masayuki Hiromi</u>, "The Function of Peace Treaties under Contemporary International Law", Sophia Law Review (上智法学論集), 查読無, Vol. 62 Nos. 1/2, 2018, pp. 95-131.

<u>竹村仁美</u>、国際刑事裁判所規程制度の実効的実現のための訴追戦略と国家の義務、国際法研究、査読無、6 巻、2018、pp.21-45

竹内真理、国際刑事裁判所規程 理念と現実の交錯、法学教室、査読無、434 号、2016、pp.138-144

[学会発表](計 3件)

<u>坂巻静佳</u>、『人道に対する犯罪』条文草案における政府職員の刑事管轄権からの免除と恩赦、 国際法学会 2018 年度大会、札幌コンベンションセンター、2019.09.05

<u>広見正行</u>、国際刑事法体系における『人道に対する犯罪』条文草案の歴史的意義、国際法学会 2018 年度大会、札幌コンベンションセンター、2019.09.05

<u>Hitomi Takemura</u>, "Inconvenient Truths about the Identification of Customary International Law in International Criminal Law", 国際法学会 2018 年度大会、札幌コンベンションセンター、2019.09.04

〔図書〕(計 2件)

洪恵子、細谷広美、佐藤義明他、昭和堂、グローバル化する 正義 の人類学 国際社会における法形成とローカリティ、2019(2月)、342

森川幸一、森肇志、岩月直樹、藤澤巌、北村朋史、<u>坂巻静佳、竹内真理</u>、<u>竹村仁美</u>他、岩波 書店、国際法で世界がわかる、2017、342

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種号: 番号: 出内外の別:

取得状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:竹内 真理 ローマ字氏名:タケウチ マリ

所属研究機関名:神戸大学

部局名:法学研究科

職名:教授

研究者番号(8桁):00346404

研究分担者氏名: 竹村 仁美

ローマ字氏名:タケムラ ヒトミ

所属研究機関名:一橋大学 部局名:大学院法学研究科

職名:准教授

研究者番号(8桁): 10509904

研究分担者氏名: 坂巻 静佳

ローマ字氏名: サカマキ シズカ 所属研究機関名: 静岡県立大学

部局名:国際関係学部

職名:准教授

研究者番号(8桁): 10571028

研究分担者氏名: 廣見 正行

ローマ字氏名:ヒロミ マサユキ

所属研究機関名:上智大学

部局名:法学部

職名:研究員

研究者番号(8桁): 20707541

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。